



＜東西部会 報告＞

令和3年著作権法改正の経緯検討
～権利制限規定とソフトウェア活用に対する一考察～

2021年7月

JIPA 著作権委員会

国内法制度動向調査・研究チーム



国内法制度動向調査・研究チームメンバー(2020年)

チーム名	氏名	会社名	役職
—	佐保優一	ソフトバンク株式会社	委員長
基本政策 小委員会 サブチーム	窪将木	ラピステクノロジー株式会社	副委員長
	村上隆平	Ridgelinez株式会社	副委員長
	倉本妙	株式会社NTTドコモ	委員
	酌井絵実	共同印刷株式会社	委員
	吉野直樹	ソニーグループ株式会社	委員
法制度 小委員会 サブチーム	永田治人	株式会社ハピネット	副委員長
	岩谷直樹	楽天株式会社	委員
	金和樹	株式会社コナミデジタルエンタテインメント	委員
	小林毅郎	大日本印刷株式会社	委員
	田附由紀	凸版印刷株式会社	委員
	御手洗夏帆	キヤノンマーケティングジャパン株式会社	委員



背景と活動テーマ

【背景】

技術革新や社会情勢の急激な変革に伴い、著作権法はその内容を大きく変えようとしている。一方で新型コロナウイルスの感染拡大により委員会活動の進め方を大幅に見直さざる負えない状況となった。

【活動テーマ】

文化審議会著作権分科会における著作権法改正につながる重要な議論を把握し、著作権法政策のあるべき姿を検討することで、①委員会の政策提言能力を向上し、②会員企業の課題解決に資する有益な情報を発信する。



目次

- ◆ 近年の著作権法改正と権利制限規定
- ◆ R3の著作権法改正
- ◆ ソフトロー形成時の留意点



目次

- ◆ 近年の著作権法改正と権利制限規定
- ◆ R3の著作権法改正
- ◆ ソフトロー形成時の留意点



近年の著作権法改正

① 権利強化

- 例)
- ◆インターネット上の海賊版対策の強化 (R2)
 - ◆アクセスコントロールに関する保護の強化 (R2)

② 権利制限

- 例)
- ◆写りに係る権利制限規定の対象範囲の拡大 (R2)
 - ◆柔軟な権利制限規定の整備 (H30)
 - ◆教育情報化に対応した権利制限規定の整備 (H30)

③ 利用・手続き円滑化

- 例)
- ◆通常使用権に関する対抗制度の導入 (R2)
 - ◆著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化 (R2)
 - ◆プログラムの著作物に係る登録制度の整備 (R2)



柔軟な権利制限規定の整備（H30）

	行為類型	範囲
第1層	権利者の利益を通常害しないと評価できる行為類型	著作物に表現された思想又は感情を享受する目的で利用しない場合
第2層	権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型	新たな情報・知見を創出するサービスの提供に付随して、著作物を軽微な形で利用する場合
第3層	著作物の市場と衝突する場合はあるが、公益的政策実現等のために著作物の利用の促進が期待される行為類型	教育・障害者・引用・報道・アーカイブ・図書館等

権利者に及ぼす不利益と社会的意義・公益性との調和を図る目的で
3つの層に分類

➡第1層、2層に柔軟な権利制限規定を整備

H30「著作権法の一部を改正する法律 概要説明資料」から抜粋
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_02.pdf



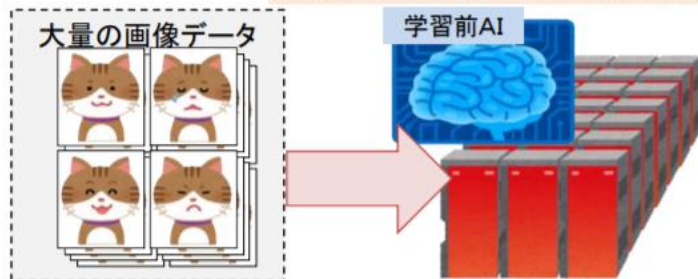


柔軟な権利制限規定の整備（H30）

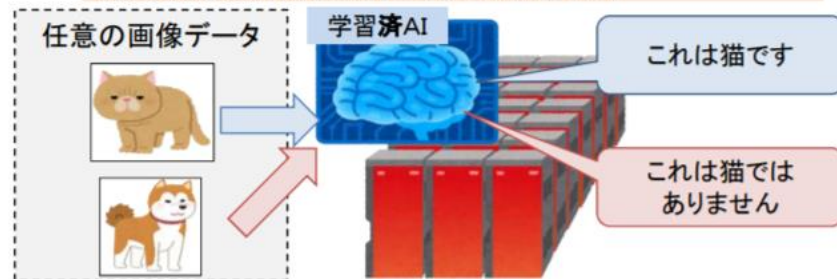
AIによる深層学習

AIに大量の情報を入力して分析させ、人間のサポート無しにそれらの情報が何であるか等を判断できるようにする学習方法。

大量の画像データをAIに読み込ませて学習させる(ここでは猫の特徴)



学習したAIは、今まで読み込んだことのない画像データであってもその特徴を理解して識別可能になる



原則的に、情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。・・）の用に供する場合は、①商用利用OK、②譲渡・公衆送信OK、③未公開著作物OK

H30「著作権法の一部を改正する法律 概要説明資料」から抜粋
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_02.pdf

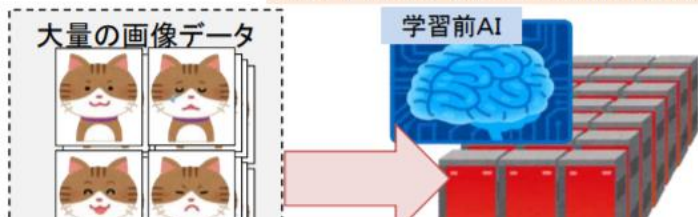


柔軟な権利制限規定の整備（H30）

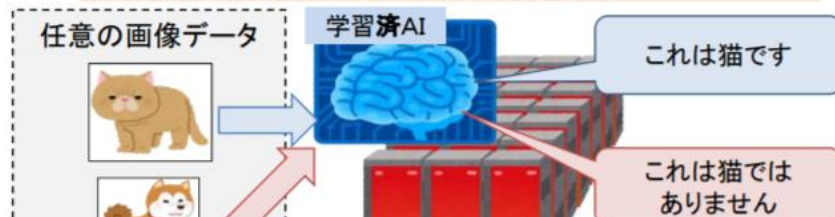
AIによる深層学習

AIに大量の情報を入力して分析させ、人間のサポート無しにそれらの情報が何であるか等を判断できるようにする学習方法。

大量の画像データをAIに読み込ませて学習させる(ここでは猫の特徴)



学習したAIは、今まで読み込んだことのない画像データであってもその特徴を理解して識別可能になる



日本は世界に先駆けて 機械学習パラダイス！？

ば、①商用利用OK、②譲渡・公衆送信OK、③未公開著作物OK

H30「著作権法の一部を改正する法律 概要説明資料」から抜粋
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_02.pdf



～世界から期待され、世界をリードするJIPA～



目次

- ◆ 近年の著作権法改正と権利制限規定
- ◆ R3の著作権法改正
- ◆ ソフトロー形成時の留意点



R3 著作権法改正

	行為類型	範囲
第1層	権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型	著作物を享受する目的で利用しない場合
第2層	権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型	新たな情報・知見を創出するサービスの提供に付随して、著作物を軽微な形で利用する場合
第3層	著作物の市場と衝突する場合はあるが、公益的政策実現等のために著作物の利用の促進が期待される行為類型	教育・障害者・引用・報道・アーカイブ・ 図書館 等

H30「著作権法の一部を改正する法律 概要説明資料」から抜粋
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_02.pdf





R3 著作権法改正

1. 図書館関係の権利制限規定の見直し
 - ① 国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信
 - ② 図書館等による図書館資料のメール送信など

2. 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化
 - ① 権利制限規定の拡充
 - ② 許諾推定規定の創設
 - ③ レコード・レコード実演の利用円滑化
 - ④ 映像実演の利用円滑化
 - ⑤ 協議不調の場合の裁定制度の拡充

**本発表は
項目 2 を中心に**



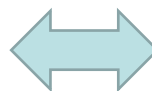
経緯

10数年前

各放送事業者は過去放送分をオンデマンド配信



【NHK】
放送の
同時配信



【民放各社】
議論
不十分



⋮

2019/5

放送法が改正
NHKによる常時同時配信が法律上可能となる

2020/4

「NHKプラス」配信
同時配信・追っかけ配信・見逃し配信サービスを開始

2020/10

一部民放で試験的に、同時配信・追っかけ配信・見逃し
配信サービスを開始



放送・同時配信等と日本の著作権法

	放送	同時配信	見逃し配信	VOD
著作権	許諾権 ※権利制限規定あり		許諾権	
レコード	報酬請求権		許諾権	
レコード実演	報酬請求権		許諾権	
映像実演	許諾権 ※2回目以降は報酬請求権		許諾権	

- ◆同時配信等は著作権法上「放送」ではなく、「自動公衆送信」
- ◆「放送」とは異なる権利処理が必要



放送・同時配信等に対する各国の扱い

	放送	同時配信	見逃し配信	VOD
アメリカ	放送等について明確な定義はない			
イギリス	放送		放送でない	
フランス	放送		放送でない	
ドイツ	放送		放送でない	
韓国	放送	放送でない		
日本（現状）	放送	放送でない		

WIPOインターネット条約（WCT）
に対する解釈相違？



【文化庁】放送の同時配信等に関する諸外国の制度概要 に加筆修正

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hosobangumi_working_team/r02_02/pdf/92527301_03.pdf





放送事業者が提起した課題・要望

No	課題・要望
①	同時配信等へ 権利制限規定の適用拡大
②	放送利用許諾を得たとしても許諾可否が不明瞭な 同時配信等の利用円滑化
③	レコード・レコード実演の利用円滑化
④	リピート放送の同時配信等における 映像実演の利用円滑化
⑤	裁定制度の改善
⑥	放送と同時配信等の 利用許諾のワンストップ化・簡素化
⑦	音楽著作権に係る 支分権管理・権利処理の在り方



放送事業者が提起した問題点

バラエティー番組 1 本
100件超の借用素材

借用素材に
権利団体なし

個別交渉の
時間的猶予なし

管理団体未加入の
権利者への対応

フタ
かぶせ



放送
事業者



- ✓ 動画から静止画へ切替
- ✓ ボカシ入れ
- ✓ 権利者との個別交渉
- ✓ 使用料の高額化
- ✓ 借用素材・音楽等の使用抑制



放送事業者が提起した問題点

バラエティー番組 1 本
100件超の借用素材

借用素材に
権利団体なし

個別交渉の
時間的猶予なし

管理団体未加入の
権利者への対応

フタ
かぶせ



放送
事業者



- ✓ 動画から静止画へ切替
- ✓ ボカシ入れ
- ✓ 権利者との個別交渉
- ✓ 使用料の高額化
- ✓ 借用素材・音楽等の使用抑制

放送事業者

負担大
訴訟リスク

著作権者

対価取得
機会損失

視聴者

魅力ある
コンテンツ減少



課題及び方針の再整理

No	課題・要望
①	同時配信等へ 権利制限規定の適用拡大
②	放送利用許諾を得たとしても許諾可否が不明瞭な 同時配信等の利用円滑化
③	レコード・レコード実演の利用円滑化
④	リピート放送の同時配信等における 映像実演の利用円滑化
⑤	裁定制度の改善
⑥	放送と同時配信等の利用許諾の ワンストップ化・簡素化
⑦	音楽著作権に係る 支分権管理・権利処理の在り方

①～⑤
規制改革実施計画
に基づき、令和3年
通常国会での法案成
立を目指す

⑥、⑦
運用面での対応を主
軸に、早急に当事者
間での協議、検討



制度改革の前提①

<検討に当たっての視点>

- (ア) 視聴者の利便性向上に資するか
- (イ) 放送に準じた公益性を有するものと評価できるか
- (ウ) 権利者の利益にどのような影響を与えるか（ライセンス市場への影響を含む。）
- (エ) その他のインターネット送信等の取扱いとのバランスを失わないか





制度改革の前提②

	放送	同時配信	見逃し配信	VOD
日本 (Before)	放送	放送でない		
日本 (After)	放送			放送でない

◆「放送」の定義を変更しては？？



制度改革の前提②

	放送	同時配信	見逃し配信	VOD
日本 (Before)	放送		放送でない	
日本 (After)		放送		放送でない

- ◆「放送」の定義を変更するのは容易ではない
- ◆仮に諸外国の定義と揃えても『見逃し配信』は『放送』に含まれないため、問題の抜本的な解決にはならない
- ◆「放送」の定義を「見逃し配信」まで拡大するのは国際条約違反の可能性あり



制度改革の前提③

	放送	同時配信	追っかけ配信 ※ 1	見逃し配信 ※ 2	VOD
サービス範囲	変更無	対象			対象外
実施主体	変更無	放送事業者が主体的に実施していると評価できるもの			対象外
場所的範囲	変更無	日本国内（放送対象地域に限られない）			対象外
配信形態	変更無	ストリーミング形式のみ			対象外
コンテンツ 同一性	変更無	フタかぶせ等必要最小限の変更可 CMの差し替え可			対象外
対価有無	変更無	有料・無料を問わない			対象外
放送媒体	変更無	ラジオや衛星放送・有線放送等も対象			対象外

(※ 1) 放送が終了するまでの間に配信が開始されるものに限る

(※ 2) 一定期間の配信・条件に限る



制度改革の概要①

【課題 1】

放送では許諾が不要な場合でも、同時配信等では許諾が必要



【①同時配信等へ権利制限規定の適用拡大】

- ・第34条第1項（学校教育番組の放送等）
 - ・第39条第1項（時事問題に関する論説の転載等）
 - ・第40条第2項（国会等での演説等の利用）
 - ・第44条（放送事業者等による一時的固定）
 - ・第93条（放送のための固定）
- ・第38条第3項（営利を目的としない公の伝達等）

【課題 2】

放送での許諾を得る際に、合わせて同時配信等の許諾を得るのが負担



【②許諾可否が不明瞭な同時配信等の許諾推定】

契約時に同時配信等の許諾可否につき、権利者が別段の意思表示をしていない場合には、権利者は放送だけでなく同時配信等についても許諾したと推定

※関係者間で十分に議論した上でガイドラインを策定し、合理的なルール作りを行うべき



制度改革の概要①

【課題 1】

放送では許諾が不要な場合でも、同時配信等では許諾が必要



【①同時配信等へ権利制限規定の適用拡大】

- ・第34条第1項（学校教育番組の放送等）
- ・第39条第1項（時事問題に関する論説の転載等）
- ・第40条第2項（国会等での演説等の利用）
- ・第44条（放送事業者等による一時的固定）
- ・第93条（放送のための固定）

- ・第38条第3項（営利を目的としない公の伝達等）

【課題 2】

放送での許諾を得る際に、合わせて同時配信等の許諾を得るのが負担



【②許諾可否が不明瞭な同時配信等の許諾推定】

契約時に同時配信等の許諾可否につき、権利者が別段の意思表示をしていない場合には、権利者は放送だけでなく同時配信等についても許諾したと推定

※関係者間で十分に議論した上でガイドラインを策定し、合理的なルール作りを行うべき



制度改革の概要②

【課題3】

権利の集中管理等がなされておらず、個別に配信の許諾を得るのが負担



【③④レコード・レコード実演・映像実演の利用円滑化】

※映像実演は初回の放送許諾がある場合に限る

メンバー		集中管理 (実質的に報酬請求権)
ノンメンバー	許諾申込先 公表	文化庁長官が定める内容・方法で公表
	許諾申込先 未公表	補償金支払いで許諾不要

【課題4】

利用条件等の契約交渉が折り合わず、許諾が得られない



【⑤協議不調の場合の裁定制度の拡充】

放送における公表著作物の利用許諾協議不調の場合の裁定制度を見逃し配信も含む同時配信等のすべてに拡張



目次

- ◆ 近年の著作権法改正と権利制限規定
- ◆ R3の著作権法改正
- ◆ ソフトロー形成時の留意点



ハードロー vs.ソフトロー

- ✓ 「関係者間で十分に議論の上、ガイドラインを策定することが適当である」
- ✓ 「関係者間で十分に議論の上、合理的なスキームを構築することが適当である」 等

具体的基準やルールの形成を、関係当事者間の協議やガイドラインといったソフトローに委ねている箇所が複数存在する。



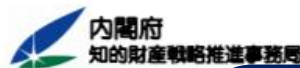
一般的なソフトウェア活用のメリット

- 事実上の行動規範として、**法解釈を巡る不確実性低減**
- **作成や改変の容易さ**、個別状況に合わせた運用
- 立法府における多数決原理における**法規範の定立が馴染みにくいケース**にも活用
- **判例による規範形成が十分に進まないケース**にも活用
- 法的拘束力を持つものではないが**紛争の予防**又は裁判外における**紛争処理の円滑化**のために機能



知的財産戦略推進事務局での議論

検討課題(知財制度におけるソフトローの活用)



- 知財を巡る環境が目まぐるしく変化中、**知財法が時代の変化に必ずしもかつ機動的に対応できていない面**も生じているとの指摘も。
- こうした中、知財制度が時代の要請に機動的に対応できるよう、法改正より柔軟に関係者の合意を得てルール改訂が可能となる**ソフトローの活用**の可能性について検討すべきではないか。

検討課題

- ① 現行制度におけるソフトローの活用状況の検証
 - **現行の知財制度の中で、ガイドライン等で柔軟にルール形成しているような事例**について、諸外国の例も含め検証。
- ② ソフトローの活用が効果的な分野の検討
 - 現行の知財制度の中で、**ソフトローによる機動的な対応が必要な分野**としてどのような分野が考えられるかについて検討。
- ③ ソフトロー形成のプロセスの在り方の検討
 - ソフトローがルール規範として機能するために、**どのような関係者(ユーザー、等)による合意形成・プロセスが必要か、裁判規範との関係をどのようにすべきか**などの観点から、ソフトロー形成のプロセスの在り方を検討。

- **感染症拡大**
- **技術やビジネスモデルの変化 等**



内閣府 知的財産戦略推進事務局において、知財制度におけるソフトロー活用は大きなテーマ

「知的財産推進計画2021に向けた検討課題」より抜粋
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/2021/dai2/siryou4.pdf>





ソフトウェア形成時の懸念

① 自主規制

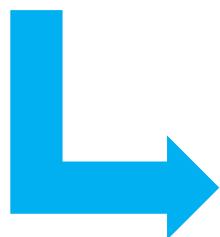
権利者・利用者の当事者間のみで自主的に策定されるもの

② 共同規制

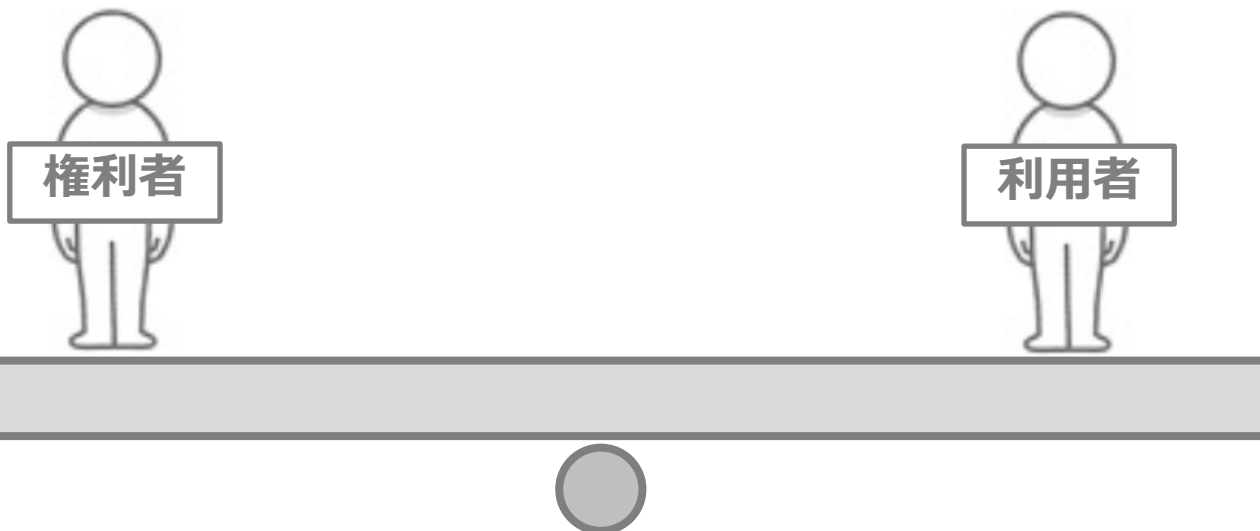
主体的な策定プロセスに政府が一定の関与を行うもの

③ 政府規制

政府自らが主体的に策定に関わるもの



**権利者と利用者（放送事業者）との
パワーバランスが非対称な場合**





ソフトウェア形成時の懸念

① 自主規制

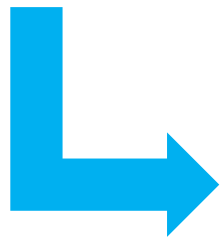
権利者・利用者の当事者間のみで自主的に策定されるもの

② 共同規制

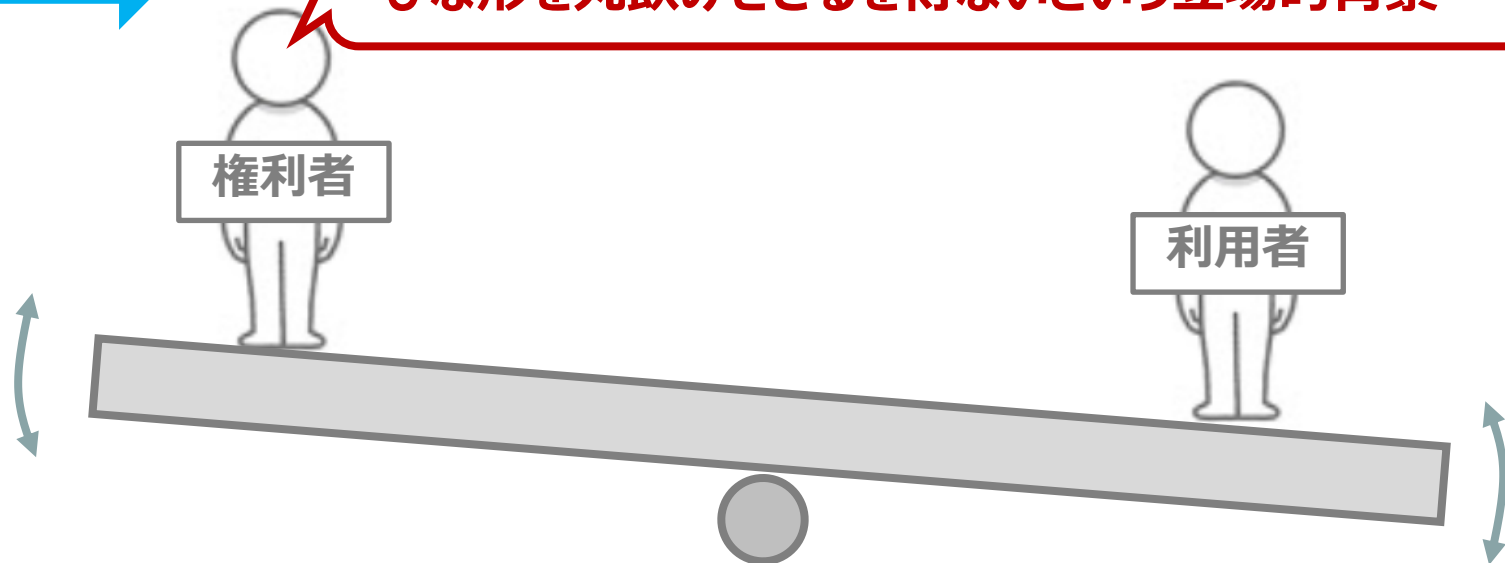
主体的な策定プロセスに政府が一定の関与を行うもの

③ 政府規制

政府自らが主体的に策定に関わるもの



・口頭で、かつ、その場で即決判断が必要な場合がある
・ひな形を丸飲みせざるを得ないという立場的背景





ソフトウェア形成時の懸念

① 自主規制

権利者・利用者の当事者間のみで自主的に策定されるもの

② 共同規制

主体的な策定プロセスに政府が一定の関与を行うもの

③ 政府規制

政府自らが主体的に策定に関わるもの

規制力

小

規制力

大

柔軟性

迅速性

大

柔軟性

迅速性

小



ソフトウェア形成時における提言

- ◆ソフトウェアによる機動的対応が必要か
- ◆各ステークホルダーとの協議が円滑に進むか
- ◆現在または将来の紛争解決に適切か
- ◆著作物の公正利用と権利者保護に資するか



放送事業者

**権利処理の
円滑化**

著作権者

**適切な
対価還元**

視聴者

**魅力ある
コンテンツ増大**



まとめ①

- 社会情勢、技術、ビジネスモデルの変化に対応するべく著作権法改正が急ピッチで進んでいる。
- 権利者保護・適正対価と、権利制限規定による利用者利便性向上とのバランスが重要。
- ソフトロー導入には権利者・利用者のパワーバランス相違を前提に、行政による関与も検討することも必要。



まとめ②

- 令和3年著作権法改正案の検討経緯については以下をご参照ください。
 - ◆著作権分科会法制度小委員会での「図書館関係の権利制限規定」「著作物等のライセンス契約に係る制度」に関する検討経緯について（知財管理誌2021年6月号掲載）
 - ◆令和3年著作権法改正案の検討経緯について～放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化～（知財管理誌2021年7月号掲載）

ご清聴頂き有難うございました

本発表についてのお問い合わせ先：

著作権委員会 委員長 佐保優一（ソフトバンク株式会社）

<yuichi.saho@g.softbank.co.jp>

～世界から期待され、世界をリードするJIPA～



一般社団法人日本知的財産協会

